

# スポーツクラブ とびしま

## 平成26年度補正予算

### 一般会計(第3号)の主な内容

歳入	子育て支援対策基金事業費補助金	840万円増額
	繰越金	1億8,395万円増額
歳出	飛島保育園改修にかかるもの	1,260万円増額
	排水路等改修工事にかかるもの	1,470万円増額
	財政調整基金への積立	1億5,341万円増額

**総額 61億5,011万円 になりました**

(全員賛成で可決)

### 一般会計

### 特別会計

## 条例制定等

(第3号)

主に平成25年度の決算により繰越金額が確定したこととに伴う補正予算。

**質疑**  
教育費の雑入とは。  
スポーツ振興くじの補助金でスポーツクラブの助成金である。

**質疑**  
スポーツクラブは人件費もいるし村費500万の補助では新たな展開ができないのではないかと思うが、先の見通しは。

**答** なるべく長く続くことを望み、できる限りの支援をしていく。

**質疑** 財政調整基金の積み立ては前年度からの繰越金を積み立てているが、前年度中に積み立てて運用した方が有利ではないか。

**答** 税収は年度末を迎えるれば見込みが難しく、予算の柔軟性を持たせるためである。

(全員賛成で可決)

**質疑** 児童福祉法の改正により各市町村で条例を定めることになったため。0歳から2歳児を対象とした少人数の保育の場を確保するための最低基準を定めるもの。

**質疑** 飛島村での影響はどうか。

**質疑** 新しく事業を始めたいなどの要望も聞いていないので特に変化はないと思われる。

**答** 法の改正により市町村で条例を定めることになつたため。0歳から5歳児を対象とした特定教育・保育施設・特

会計名	補正額	補正後の額
一般会計(第3号)	1億9,597万1千円増額	61億5,011万1千円
国民健康保険(第1号)	3,694万7千円増額	5億8,094万7千円
農業集落排水処理施設事業(第1号)	総額内において、その内容を変更	1億9,400万円
介護保険(第1号)	保険事業勘定 サービス事業勘定	468万円増額 47万8千円増額
後期高齢者医療(第1号)	38万9千円増額	3億7,588万円 113万6千円 6,148万9千円

**家庭的保育事業等の設備・運営基準を定める**

**質疑** 家庭的保育事業等の設備及び運営基準について定めました。

**質疑** なぜ今こういった条例を制定するのか。理由と内容は。

**質疑** 幼稚園・保育園・認定こども園の運営基準を定める

**質疑** なぜ飛島村で新しく条例を制定するのか。

**質疑** 子ども・子育て支援法の改正により市町村で条例を定めることになつたため。0歳から

就学前の子どもの保育の必要量により利用することができる、施設・事業の運営基準について定めました。

**質疑** とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を含んだものを言います。

定地域型保育事業の最低基準を定めるもの。

問 飛島村での影響はどうか。

答 待機児童がいない状態であるので、今後希望者が出了折にはこの基準に沿って設置することになる。

(全員賛成で可決)

特定教育・保育施設とは幼稚園・保育園・認定こども園を

言います。

地域型保育事業とは小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を言います。

## 児童クラブの運営基準を定める

児童クラブの設備・運

た。  
児童クラブの設備・運営基準について定めまし

律の施行を受け改正する。

答 対象者の方々に影響を与えるものではない。

問 条例を改正する理由と内容は。

答 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されるため。

児童クラブ



答 対象者の方々に影響を与えるものではない。

問 飛島村の現状からいって内容は。

答 該当者が見当たらぬことでの変化はない。

問 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されるため。

答 該当者が見当たらぬことでの変化はない。

問 飛島村の現状からいって内容は。

答 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されるため。

(全員賛成で可決)

○引用する法律名が変更になったため、飛島村児童クラブ施設条例の条文整理をしました。

○法律の引用条項が変更になったため、飛島村児童クラブ施設条例の条文整理をしました。

答 現在も小学6年生までを対象に児童クラブを実行

平成26年10月1日から児童クラブの運営基準を定めました。

答 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法

ることでの変化はない。

(全員賛成で可決)

答 対象者の方々に影響を与えるものではない。

問 飛島村の現状が変わった。

答 対象者の方々に影響を与えるものではない。